

令和8年5月1日

来院される皆様へ

独立行政法人国立病院機構箱根病院

職員の軽装勤務の通年実施について

当院では、働きやすい職場環境の整備および省エネルギーへの取り組みの一環として、職員の軽装勤務を通年で実施することといたしました。

これまで、例年5月から10月までの期間においてクールビズを実施してまいりましたが、季節を問わず柔軟な服装対応とすることで、職員が快適に業務に従事できる環境づくりを、今後さらに推進してまいります。

本取り組みにつきまして、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 内容

業務に支障のない範囲で、ノーネクタイや上着を着用しない軽装での勤務を、年間を通じて実施します。

2. 開始日

令和8年5月1日

3. 留意事項

- 医療機関としての品位や信頼を損なうことのないよう、状況に応じた適切な服装で対応することとし、来院者の皆さまに不快感を与えないよう、清潔感のある服装を基本とします。
- 外部主催の会議や式典等、社会通念上、相応しい服装が求められる場面においては、その趣旨に配慮した服装で対応いたします。
- 軽装勤務は職員に一律に義務付けるものではなく、業務内容や場面に応じて判断しております。

以上